

年 度	令和4年度 委 託 設 計 書				課 長	担当課長	係 長	精算者	設計者
設計月日	令和5年 1 月 5 日 設計				/				
起 工 理 由	下水道管渠施設から発生した浚渫汚泥を適正に処分するため委託するもの。								
位 置	明石市内一円				施 工 方 法 及 期 限	委 託 令和6年3月31日 限り			
事 業 名	下水道施設維持管理事業								
委 託 名	浚渫汚泥処分業務委託								
委 託 の 概 要	浚渫汚泥の処理業務 …… 1式								
委 託 費	当初設計額	円	当初請負額	円	摘 要	全額完了払 (ただし月払いとする。)			
	第1回変更設計額	円	第1回変更請負額	円					
	増 減	円	増 減	円					

工 事 費 内 訳 書

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本委託費					X1000
委託費					Y1001
	1	式			工種 第0001号明細書
直接費計					
委託業務価格					Z0011
		式			
消費税相当額					W0001
	1	式			
合計					W0001
	1	式			

委託費

Y1001

工事費明細表

工種 第 0001 号明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
浚渫汚泥処理	1	t			G0001 代価 第0001号内訳表
合 計	1	式			

浚渫汚泥処理

G0001

代 価 表

代価 第 0001 号内訳表

1 t 当り

施 工 名 称 等	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
浚渫汚泥処理費 中間処理	1	t			W0001
単 位 当 り	1	t			

浚渫汚泥処分業務委託仕様書

(仕様書)

第1条 この仕様書は、明石市委託業務契約約款第1条に定める仕様書である。

(委託業務の概要)

第2条 本委託業務は、公共下水道管渠等から発生する汚泥を、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設への受入及び処分するものである。

(費用の負担)

第3条 業務の実施に伴い生じる費用の負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設内で生じる一切の費用は受託者が負担する。
- (2) 業務遂行中、受託者の責に起因する事故が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(法律上の措置)

第4条 (1)受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法137号)第14条第4項の規定による県知事の許可等法令上の手続きは受託者の責任において行なうこととする。又、その許可書の写しを明石市下水道室に提出すること。

(2)受託者は、前項のほか労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他の関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(業務責任者)

第5条 (1)受託者は、業務管理の総括に当たる業務責任者を定め、書面によりその氏名を委託者に通知しなければならない。

(2)業務責任者は、この契約の履行に関して契約書及び委託仕様書等により業務の目的及び内容等を十分に理解して職務を遂行しなければならない。

(3)業務責任者は、業務に必要な技術及び法令・規則などに精通し、契約書及び仕様書等により委託業務内容を熟知し、他の従業員を指揮・監督すること。

(4)業務責任者は、委託者の指定する担当者との連絡を密にし、定められた各種報告書を提出し、その承諾をうけること。

(汚泥発生場所)

第 6 条 明石市内における公共下水道管渠及び、明石市都市局下水道室管理の下記の浄化センター、ポンプ場等から発生したものとする。

- ・朝霧浄化センター 明石市朝霧南町1丁目 219
- ・船上浄化センター 明石市船上町 1-5
- ・大久保浄化センター 明石市大久保町八木 742
- ・二見浄化センター 明石市二見町南二見 3
- ・朝霧ポンプ場 明石市大蔵八幡町 4-44
- ・林ポンプ場 明石市林 3-18
- ・藤江ポンプ場 明石市藤江 428-5
- ・谷八木ポンプ場 明石市大久保町谷八木 405
- ・江井島ポンプ場 明石市大久保町江井島 1204-9
- ・西岡ポンプ場 明石市魚住町西岡 1474-1

(その他)

第 7 条 その他、疑義が生じた事項については、その都度委託者・受託者協議の上決定する。

浚渫汚泥処分業務委託特記仕様書

1. 汚泥の概要

- (1) 汚泥の性状
下水道管渠内に滞留する土砂等の浚渫汚泥
- (2) 汚泥の最終処分量
予定年間最終処分量 385t
- (3) 汚泥の発生場所
公共下水道管渠内

2. 汚泥の運搬

別途契約による収集運搬委託業者により運搬する。

3. 汚泥の計量

- (1) 計量器
検定に合格した計量器による計量、または明石市下水道室が相応と承認した計量方法による計量を行なうこと。
- (2) 計量書
受託者は収集運搬委託業者の搬入車両 1 台につき 1 枚計量書を作成すること。

4. マニフェスト

受託者は収集運搬委託業者が提出したマニフェストに適切に記入し返却すること。

5. 業務報告

- (1) 請求書
受託者は月ごとに業者別に処分量を集計し、請求書とともに委託者に提出すること。
また、受託者は委託者より報告を求められたときは、その指示に従い、遅滞なく文書を提出すること。

6. その他

- (1) 受託者は産業廃棄物の処分(埋立処分)の基準により、汚泥の埋立処分(水面処分を除く)を行なう場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却するなどして汚泥の含水率を85%以下にすること。
- (2) 受託者は臭気等、周辺環境に及ぼす影響を十分考慮し、万全の措置を講ずること。
万一悪影響が生じた場合、又はこれによる紛争が生じた場合には受託者の責任において対応すること。